

## お知らせ《 information 》

## 戦没者等のご遺族の皆様へ

**第9回特別弔慰金の請求期限が近づいています。平成24年4月2日までにご請求ください。**

請求期限を過ぎると、第9回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

## 支給対象となる方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に恩給法による公務扶助料戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合における、次の順番によるご遺族お一人。

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（平成21年4月1日において遺族以外の方と婚姻したことにより姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます）
4. 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 上記1～4以外の3親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます）

支給内容 額面24万円、6年償還の記名国債

請求窓口 お住まいの市区町村の援護担当課

〈お問い合わせ先〉 東通村税務住民課 住民グループ ☎27-2111

## 下北地域県民局県税部からのお知らせ ～自動車税と住所変更について～

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>）でも受付しています。

詳しくは、『下北地域県民局県税部』（☎22-8581 内線210、211）までお問い合わせください。

## 小さな掛金・大きな補償！！スポーツ安全保険

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です。

対象となる事故	団体活動中の事故、往復中の事故（自動車事故による賠償責任は適用外）
補償内容	傷害保険（通院、入院、後遺障害、死亡）・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険
加入受付期間	平成24年3月1日から翌平成25年3月30日
保険期間	平成24年4月1日午前0時～平成25年3月31日午後12時まで ※年度途中の申込みは、加入手続きを行った翌日午前0時から平成25年3月31日までとなります
掛金	1人年額800円～11,000円（団体の活動内容・年齢構成などにより異なります）

※5名以上の団体でご加入ください

〈お問い合わせ先〉 財団法人スポーツ安全協会 青森県支部

☎017-782-6984 ホームページ：<http://www.sportsanzen.org>